

第一九回

参第二号

国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律（案）

内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房長官及び政務次官である者は、商業、工業、金融業その他の営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ね、自ら営利企業を営み、又は報酬を得て営利企業以外の事業を行う団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ねてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

理 由

国務大臣等の私企業等への関与を制限する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。